

様式 2 （行政手続条例適用：個票番号601）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和 4 年 1 0 月 1 7 日作成

処 分 名		公衆浴場確保対策貸付金利子補給金の決定
根 拠 法 令 名		厚岸町公衆浴場確保対策利子補給規則（平成 7 年厚岸町規則第 3 号）
根 拠 条 項		第 6 条
根 拠 条 文		町長は、前条の規定により申請を受理したときは、その内容を審査し、利子補給金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内においてその交付額を決定し、公衆浴場確保対策利子補給金交付決定通知書（別紙第 2 号様式）により、当該申請者に通知するものとする。
審 査 基 準 の 内 容		上記根拠条文のとおり 次に掲げるものについて、該当するときに交付決定する。 環境衛生金融公庫が実施する貸付金のうち公衆浴場の施設及び設備に係る新築、増改築、改装、及び機械器具の購入に係る貸付金を借り受けた者とする。
標準 処理 期間	総 期 間	14 日（注：日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経由機関	日（機関名： ）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	14 日（機関名：環境林務課環境衛生係 ）
所 管 部 署		環境林務課環境衛生係
備 考		

様式 2 （行政手続条例適用：個票番号602）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年 1 0 月 1 日作成

処 分 名		火葬場使用の許可
根 拠 法 令 名		火葬場条例（昭和39年厚岸町条例第40号）
根 拠 条 項		第 2 条
根 拠 条 文		火葬場を使用しようとするものは、その日時を申し出て町長の許可を受けなければならない。
審 査 基 準 の 内 容		次に掲げるいずれかの要件を満たし、かつ、申し出た日時において火葬場が使用可能である場合とする。 1 死体・死胎にあつては、火葬許可書の指示があること。 2 改葬の場合にあつては、改葬許可書の掲示があること。 3 その他の使用にあつては、使用に至る原因とする事実を証する書類の提出があること。
標 準 処 理 期 間	総 期 間	2 日（注：日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経由機関	1 日（機関名：町民課窓口サービス係 ）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	1 日（機関名：環境林務課環境衛生係 ）
所 管 部 署		環境林務課環境衛生係
備 考		

様式 2 （行政手続条例適用：個票番号603）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年 1 0 月 1 日作成

処 分 名		火葬場使用料の減免
根 拠 法 令 名		火葬場条例（昭和39年厚岸町条例第40号）
根 拠 条 項		第 4 条
根 拠 条 文		公の扶助を受けている者又は町長において特別の理由があると認めるときは使用料を減免することができる。
審 査 基 準 の 内 容		使用料を減免する場合は、次の場合とする。 1 死亡者が、行旅病人及死亡人取扱法（明治32年法律第93号）規定される行旅死亡人の場合 2 死亡者が、墓地、埋葬に関する法律（昭和23年法律第48号）に規定される死亡人の場合 3 使用者が生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定される被保護者である場 4 死亡者が生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定される葬祭扶助により葬儀を受ける場合 5 その他町長が必要と認めた場合
標準 処理 期間	総 期 間	2 日（注：日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経由機関	1 日（機関名：町民課窓口サービス係 ）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	1 日（機関名：環境林務課環境衛生係 ）
所 管 部 署		環境林務課環境衛生係
備 考		

様式 2 （行政手続条例適用：個票番号604）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年 1 0 月 1 日作成

処 分 名		墓地及び霊園の使用の許可
根 拠 法 令 名		厚岸町墓地及び霊園条例（平成 5 年厚岸町条例第13号）
根 拠 条 項		第 4 条第 1 項
根 拠 条 文		墓園等を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。
審 査 基 準 の 内 容		【設定せず】法令等の規定により判断できるため。 ただし、第 5 条ただし書きの規定（町長が相当の理由があると認めたときの町外に住所を有するもの）については、申請実績がなく個々の申請について個別的な判断をせざるを得ないものであって、あらかじめ具体的な基準を定めることが技術的に困難であると認められるため当面設定しない。
標 準 処 理 期 間	総 期 間	14日（注：日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経由機関	日（機関名： ）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	14日（機関名：環境林務課環境衛生係 ）
所 管 部 署		環境林務課環境衛生係
備 考		

様式 2 （行政手続条例適用：個票番号605）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年 1 0 月 1 日作成

処 分 名		墓地及び霊園の使用に係る代理人の選定の承認
根 拠 法 令 名		厚岸町墓地及び霊園条例（平成 5 年厚岸町条例第13号）
根 拠 条 項		第 6 条
根 拠 条 文		第 5 条ただし書きの規定により使用許可を受けた者又は使用許可を受けた以後本町以外に居住するに至った者は、この条例及びこれに基づく規則に定める一切の事項を処理させるために町内に居住する者を代理人に選任し、町長に届出承認を受けなければならない。
審 査 基 準 の 内 容		【設定せず】法令等の規定により判断できるため。
標 準 処 理 期 間	総 期 間	14日（注：日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経由機関	日（機関名： ）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	14日（機関名：環境林務課環境衛生係 ）
所 管 部 署		環境林務課環境衛生係
備 考		

様式 2 （行政手続条例適用：個票番号606）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年 1 0 月 1 日作成

処 分 名		墓地及び霊園の使用権者の親族以外の者を埋葬、埋蔵又は収蔵することの承認
根 拠 法 令 名		厚岸町墓地及び霊園条例（平成 5 年厚岸町条例第13号）
根 拠 条 項		第 9 条
根 拠 条 文		墓園等には、使用者の親族でない者を埋葬、埋蔵及び収蔵することはできない。ただし、特別の事情があるときは、町長に届出、承認を受けなければならない。
審 査 基 準 の 内 容		【設定せず】申請の性質上個別的判断をせざるをえないものであり、具体的な基準を定めることが技術的に困難なため。
標準 処理 期間	総 期 間	14日（注：日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経由機関	日（機関名： ）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	14日（機関名：環境林務課環境衛生係 ）
所 管 部 署		環境林務課環境衛生係
備 考		

様式2 (行政手続条例適用：個票番号607)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年 10 月 1 日作成

処 分 名	墓地及び霊園の使用権の移転の特例の許可		
根 拠 法 令 名	厚岸町墓地及び霊園条例（平成5年厚岸町条例第13号）		
根 拠 条 項	第10条第2項		
根 拠 条 文	墓園等の使用権は、次の各号の一に該当する場合を除き、この権利を移転することができない。ただし、同一墳墓内での使用場所の変更又は、他の者と交換するときは、この限りでない。		
審 査 基 準 の 内 容	【設定せず】法令等の規定により判断できるため。		
標準 処理 期間	総 期 間	14日（注：日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）	
	経由機関	日（機関名： ）	
	協議機関	日（機関名： ）	
	処分機関	14日（機関名：環境林務課環境衛生係 ）	
所 管 部 署	環境林務課環境衛生係		
備 考			

様式 2 （行政手続条例適用：個票番号608）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年 1 0 月 1 日作成

処 分 名		墓地及び霊園の管理料の減免
根 拠 法 令 名		厚岸町墓地及び霊園条例（平成 5 年厚岸町条例第13号）
根 拠 条 項		第17条
根 拠 条 文		公の扶助を受けている者、又は町長が特に認めた者については、本人からの申請により管理料を減免することができる。
審 査 基 準 の 内 容		【設定せず】過去に処分実績がない。
標 準 処 理 期 間	総 期 間	14日（注：日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経由機関	日（機関名： ）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	14日（機関名：環境林務課環境衛生係 ）
所 管 部 署		環境林務課環境衛生係
備 考		

様式 2 （行政手続条例適用：個票番号609）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和 4 年 1 0 月 1 7 日作成

処 分 名		墓地及び霊園の使用料の還付請求
根 拠 法 令 名		厚岸町墓地及び霊園条例施行規則（平成 5 年厚岸町規則第12号）
根 拠 条 項		第14条
根 拠 条 文		条例第18条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとするときは、墓園等使用料返還請求書（別記第15号様式）を町長に提出しなければならない。
審 査 基 準 の 内 容		上記根拠条文のとおり 【厚岸町墓地及び霊園条例】 第18条 既に納付した使用料は、返還しない。ただし、使用権者が許可を受けた以後 3 年以内に使用場所を返還したときは、使用料の半額を、第13条に規定する返還命令により返還したときは、使用料の全額を返還する。
標 準 処 理 期 間	総 期 間	14日（注：日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経由機関	日（機関名： ）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	14日（機関名：環境林務課環境衛生係 ）
所 管 部 署		環境林務課環境衛生係
備 考		

様式 2 （行政手続条例適用：個票番号611）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年 1 0 月 1 日作成

処 分 名		キツネ駆除奨励金の交付申請
根 拠 法 令 名		厚岸町キツネ駆除奨励規則（昭和59年厚岸町規則第15号）
根 拠 条 項		第 3 条第 1 項
根 拠 条 文		奨励金の交付を受けようとする者は、駆除の日から10日以内に、別記様式による申請書を町長に提出しなければならない。
審 査 基 準 の 内 容		上記根拠条文のとおり (奨励金の申請) 第 3 条第 2 項 前項の申請には、捕獲したキツネを提供し関係職員の確認を受けなければならない。ただし、毛皮については、申請者の意志によりこれを還元することもできる。
標 準 処 理 期 間	総 期 間	14日（注：日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経由機関	日（機関名： ）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	14日（機関名：環境林務課環境衛生係 ）
所 管 部 署		環境林務課環境衛生係
備 考		

様式 2 （行政手続条例適用：個票番号612）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年 1 0 月 1 日作成

処 分 名		狂犬病予防注射手数料の減免
根 拠 法 令 名		厚岸町狂犬病予防法施行条例（平成12年厚岸町条例第20号）
根 拠 条 項		第 4 条第 1 項
根 拠 条 文		当該登録等に係る犬が、飼い主の生活介助に供用する目的で飼育されており、かつ、盲導犬等の登録をしていると認めるときは、手数料を減免することができる。
審 査 基 準 の 内 容		上記根拠条文のとおり （手数料の減免） 第 4 条第 2 項 手数料の減免は、別記様式により申請するものとする。
標 準 処 理 期 間	総 期 間	14日（注：日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経由機関	日（機関名： ）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	14日（機関名：環境林務課環境衛生係 ）
所 管 部 署		環境林務課環境衛生係
備 考		

様式 2 （行政手続条例適用：個票番号613）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年 1 0 月 1 日作成

処 分 名		証紙の返還又は交換
根 拠 法 令 名		厚岸町証紙条例（昭和43年厚岸町条例第 3 号）
根 拠 条 項		第 7 条
根 拠 条 文		証紙は、これを返還して現金の還付をうけ、又は他の証紙とこれを交換することができない。ただし、第3条の規定による証紙の種類及び形式を変更し若しくは廃止したとき、又は、第5条第1項の規定による売りさばき人の指定を取消したとき、その他町長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。
審 査 基 準 の 内 容		上記根拠条文のとおり 【厚岸町証紙条例施行規則】 (証紙の交換及び返還) 第8条 町長は、条例第7条ただし書の規定により、売さばき人の買受けた証紙であつて売さばき人の責に帰すべき理由によらない汚染又は損傷があると認めたときは、他の証紙と交換することができる。 2 条例第7条及び前項の規定によつて証紙の返還又は交換を受けようとする者は、証紙返還(現金還付)申請書(別記第5号様式)又は証紙交換申請書(別記第6号様式)を町長に提出しなければならない。 3 前項の返還又は交換の申請を受けた証紙は、当該証紙の定価の100分の94に相当する金額を還付し、又は他の証紙と交換するものとする。
標準 処理 期間	総 期 間	1 日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経由機関	0 日（機関名： ）
	協議機関	0 日（機関名： ）
	処分機関	1 日（機関名：環境林務課廃棄物対策係）
所 管 部 署		環境林務課廃棄物対策係
備 考		

様式2 (行政手続条例適用：個票番号614)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和6年12月6日作成

処 分 名	多量の一般廃棄物の収集許可		
根 拠 法 令 名	厚岸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成29年厚岸町規則第16号）		
根 拠 条 項	第6条第1項		
根 拠 条 文	条例第14条の規定による多量の一般廃棄物の収集を受けようとする者は、収集開始前に多量の一般廃棄物収集申請書（別記様式第4号）により町長に申請しなければならない。ただし、臨時的に排出されるものについては、この限りでない。		
審 査 基 準 の 内 容	【厚岸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例】 （多量の一般廃棄物） 第14条 法第6条の2第5項に規定する多量の一般廃棄物（し尿を除く。以下同じ。）の範囲は、次の各号に定めるところによる。 （1） 1回の平均排出量 6キログラム以上 （2） 臨時的排出量 25キログラム以上 2 前項各号の廃棄物は、破碎、圧縮等あらかじめ減量に努めなければならない。		
標準 処理 期間	総 期 間	7 日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）	
	経由機関	日（機関名： ）	
	協議機関	日（機関名： ）	
	処分機関	7 日（機関名：環境林務課廃棄物対策係）	
所 管 部 署	環境林務課廃棄物対策係		
備 考			

様式 2 （行政手続条例適用：個票番号615）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和 6 年 1 2 月 6 日作成

処 分 名		産業廃棄物の収集許可と収集量の認定
根 拠 法 令 名		厚岸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 6 年厚岸町条例第48号）
根 拠 条 項		第15条第 3 項及び第 4 項
根 拠 条 文		3 第 1 項の産業廃棄物の収集を受けようとするときは、速やかに町長に申請しなければならない。 4 前項の規定による収集量は、町長の認定するところによる。
審 査 基 準 の 内 容		（多量の一般廃棄物） 第14条 法第 6 条の 2 第 5 項に規定する多量の一般廃棄物（し尿を除く。以下同じ。）の範囲は、次の各号に定めるところによる。 （1） 1 回の平均排出量 6 キログラム以上 （2） 臨時的排出量 25 キログラム以上 2 前項各号の廃棄物は、破碎、圧縮等あらかじめ減量に努めなければならない。 （町が処理することができる産業廃棄物） 第15条 法第10条の規定により、町が処理することができる産業廃棄物は、一般廃棄物と合わせて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない範囲の量のものとし、町長が必要の都度指定するものとする。 2 前項に規定する産業廃棄物の収集を受けようとする事業者に第 4 条の規定を準用する。 3 第 1 項の産業廃棄物の収集を受けようとするときは、速やかに町長に申請しなければならない。 4 前項の規定による収集量は、町長の認定するところによる。 5 事業者が自ら運搬し、町の処理施設に持込みしようとするときは、第 1 項及び第 2 項の規定によるほか前条第 2 項の規定を準用する。 【厚岸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則】 （産業廃棄物の処理の申請及び許可） 第 9 条 条例第15条第 3 項の規定による産業廃棄物の収集を受けようとする者は、産業廃棄物収集申請書（別記第4号様式）を町長に提出しなければならない。
標準 処理 期間	総 期 間	7 日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経由機関	日（機関名： ）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	7 日（機関名：環境林務課廃棄物対策係）
所 管 部 署		環境林務課廃棄物対策係
備 考		

様式2 (行政手続条例適用：個票番号617)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和5年11月10日作成

処 分 名		処理手数料の減免
根 拠 法 令 名		厚岸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 6 年厚岸町条例第48号）
根 拠 条 項		第20条
根 拠 条 文		天災、公益上、その他特別な事情があると町長が認めたときは、手数料を減免することができる。
審 査 基 準 の 内 容		厚岸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（別紙のとおり）
標準 処理 期間	総 期 間	7 日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経由機関	日（機関名： ）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	7 日（機関名：環境林務課廃棄物対策係）
所 管 部 署		環境林務課廃棄物対策係
備 考		

○厚岸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

平成29年 3 月27日

規則第16号

(手数料の減免基準)

第12条 条例第20条に規定する手数料の減免は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する保護を受けている世帯及び前年分の総収入額が生活保護法第8条に規定する基準額に準ずる世帯 免除
- (2) 火災又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害があると認められる者 免除
- (3) テロ、武力攻撃等の特別な事情があると認められる者 免除
- (4) 前年分の総収入額が生活保護法第8条に規定する基準額の1.06倍以内の世帯 減額
- (5) 団体等がボランティア活動として行う地域における清掃活動及び美化活動から排出される一般廃棄物 免除

2 前項第4号に規定する減額は、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物処理手数料は、条例第18条第2号の規定により算出した年額手数料の2分の1の額を減額する。
- (2) 年度の中途において減額を受ける場合並びに前号の減額を受けた後に収集を中止した場合及び世帯人員数に変更を生じた場合の一般廃棄物処理手数料は、月割（月の中途において収集を中止した場合及び世帯人員数に変更を生じた場合で、その収集期間が15日を超えるときは、1月とする。）により算出した額について、当該額の2分の1の額を減額する。
- (3) し尿処理手数料は、条例第18条第4号の規定により算出した額の2分の1の額（10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減額する。

(手数料の減免申請及び適用時期)

第13条 条例第20条に規定する手数料の減免を受けようとする者は、納期又は収集予定日の7日前までに、手数料減免申請書（別記様式第10号）により町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに減免の可否を決定し、手数料

減免（決定・却下）通知書（別記様式第11号）により当該申請者に通知するものとする。

3 前条第1項第1号に規定する手数料の免除の期間は、町長の決定した月分から該当しなくなった月分までとする。

4 前条第1項第2号及び第3号に規定する手数料の免除の期間は、町長が必要と認める月分までとする。

5 前条第1項第4号に規定する手数料の減額の期間は、町長の決定した月分から最初の3月分までとする。

様式2（行政手続条例適用：個票番号618）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年10月1日作成

処 分 名		生ごみ堆肥化容器購入助成の決定
根 拠 法 令 名		厚岸町生ごみ堆肥化容器購入助成規則（平成18年厚岸町規則第20号）
根 拠 条 項		第7条
根 拠 条 文		町長は、前条による申請があったときは、内容を審査のうえ、当該年度予算の範囲内で助成の可否を決定し、助成の決定をした場合は、生ごみ堆肥化容器購入助成決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。
審 査 基 準 の 内 容		（助成の対象者） 第2条 助成を受けることができる者は、町内に居住し、次条に規定する助成の対象容器を町内の販売店で購入した者とする。 （助成の対象容器） 第3条 助成の対象容器は、悪臭や害虫等が容器の外部に発散しない構造及び材質のもので、次の各号に掲げるものとする。 （1） 上部に蓋があり、底部の無い水分が地中に浸透するコンポスト容器（以下「コンポスト容器」という。） （2） 密閉の蓋付きで微生物を利用し、室内で使用可能なバケツ型容器（以下「バケツ型容器」という。） （助成の個数） 第4条 助成の個数は、次の各号に掲げるとおりとする。 （1） コンポスト容器 1年を通じて1戸につき1個とし、全部で2個を限度とする。 （2） バケツ型容器 1年を通じて1世帯につき1個とし、全部で2個を限度とする。 （助成の金額） 第5条 助成の金額は、次の各号に掲げるとおりとする。 （1） コンポスト容器 ア 1個目 コンポスト容器の購入金額。ただし、4,000円を上限とする。 イ 2個目 1,500円 （2） バケツ型容器 1個につき1,500円 （助成の申請） 第6条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生ごみ堆肥化容器購入助成申請書（別記様式第1号）に容器の購入を証する領収書の写しを添えて、町長に提出しなければならない。
標準 処理 期間	総 期 間	7 日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経由機関	日（機関名： ）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	7 日（機関名：環境林務課廃棄物対策係）
所 管 部 署		環境林務課廃棄物対策係
備 考		

様式2 (行政手続条例適用：個票番号619)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年 10 月 1 日作成

処 分 名		木工センター使用の許可
根拠法令名		厚岸町木工センター条例（平成13年厚岸町条例第34号）
根拠条項		第4条1項
根拠条文		木工センターを使用しようとするものは、あらかじめ、町長の許可を受けなければならない。
審査基準の内容		条例第5条各号のいずれかに該当する使用の制限にあたらないうちに許可する。 第5条 町長は、次に掲げるもののいずれかに該当しない場合に許可する。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 木工センターの建物、附属設備、備品等(以下「建物等」という。)をき損するおそれがあると認められるとき。 (3) 管理運営上支障があると認められるとき。
標準処理期間	総期間	1日（ ）
	経由機関	日（機関名： ）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	1日（機関名：環境林務課林政係）
所管部署		環境林務課林政係
備考		

様式2 (行政手続条例適用：個票番号620)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年10月1日作成

処 分 名		木工センター使用料の免除
根 拠 法 令 名		厚岸町木工センター条例（平成13年厚岸町条例第34号）
根 拠 条 項		第8条第2項
根 拠 条 文		町長は、公益上必要と認めたときは、規則で定めるところにより、使用料を免除することができる。
審 査 基 準 の 内 容		厚岸町木工センター条例施行規則第5条各号に該当する場合に免除する。 第5条 条例第8条第2項の規定により使用料の免除をする場合は、次のとおりとする。ただし、収益を目的として使用する場合は、この限りでない。 (1) 町若しくは町の委員会が主催し、又は国と共催する事業に使用するとき。 (2) 町内の幼稚園、小中学校又は高等学校が使用するとき。 (3) 公共団体又はその他町長が別に定める公共的団体が使用するとき。 (4) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)に規定する障害者及びその介助を行う者が使用するとき。 (5) 町内に在住する小学生及び中学生が土曜日に使用するとき。 (6) その他町長が特に必要と認めるとき。
標準 処理 期間	総 期 間	3 日（ ）
	経由機関	日（機関名：

様式2 (行政手続条例適用：個票番号621)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年 10 月 1 日作成

処 分 名		木工センターの特別の設備等の許可
根拠法令名		厚岸町木工センター条例（平成13年厚岸町条例第34号）
根拠条項		第10条
根拠条文		使用者は、特別の設備をし、又は建物等に変更を加えて使用しようとするときは、あらかじめ、町長の許可を受けなければならない。
審査基準の内容		あらかじめ具体的な基準を定めることが困難。 （特別な装備等のため、個々に審査が必要。）
標準処理期間	総期間	7日（ ）
	経由機関	日（機関名： ）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	7日（機関名：環境林務課林政係）
所管部署		環境林務課林政係
備考		

様式2 (行政手続条例適用：個票番号622)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年10月1日作成

処 分 名		木工センター使用料の還付申請
根 拠 法 令 名		厚岸町木工センター条例施行規則（平成13年厚岸町規則第36号）
根 拠 条 項		第 8 条第 2 項
根 拠 条 文		使用料の還付を受けようとするものは、使用料還付申請書(別記様式第6号)を町長に提出しなければならない。
審 査 基 準 の 内 容		条例施行規則第 8 条第 1 項に該当する場合に還付をする。 第 8 条第 1 項 条例第 9 条ただし書の規定により使用料を還付する場合は、次のとおりとする。 (1) 使用日の3日前までに、使用中止、変更の届出又は使用許可の取り消しがあった場合 (2) 天災その他使用者の責めに帰さない理由により、木工センターの使用ができなくなった場合
標準 処理 期間	総 期 間	3 日 ()
	経由機関	日 (機関名 :

様式2 (行政手続条例適用：個票番号625)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年10月1日作成

処 分 名	民有林振興補助金交付の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町民有林振興補助規則（平成 7 年厚岸町規則第 5 号）	
根 拠 条 項	第 4 条第 1 項	
根 拠 条 文	町長は、前条の補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し補助金を交付すべきものと認めたときは、その交付を決定しなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	厚岸町民有林振興補助規則第 2 条に該当した場合に交付の決定をする。 第 2 条 補助金は、町長が適当と認める団体及び事業実施上適当と認める者が行う次に掲げるもので、前条の目的に適合し補助によって成果を得ると認められるものを対象とする。 (1) 林業振興のための事業 ア 林業技術習得のための事業 イ 山火事予消防のための事業 ウ 鳥獣保護及び有害鳥獣駆除のための事業 エ 環境緑化のための事業 オ 林業基盤整備のための事業 カ 林業施設整備のための事業 キ 林業後継者育成のための事業 ク 林業就労者確保のための事業 ケ 林業団体等の活動推進のための事業 コ その他林業振興のための事業	
標準 処理 期間	総 期 間	1 4 日（ ）
	経由機関	日（機関名： ）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	1 4 日（機関名：環境林務課林政係）
所 管 部 署	環境林務課林政係	
備 考		

様式2 (行政手続条例適用：個票番号626)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年 10 月 1 日作成

処 分 名		美しい森林づくり基盤整備交付金交付の決定
根 拠 法 令 名		厚岸町美しい森林づくり基盤整備交付金交付規則（平成21年厚岸町規則第2号）
根 拠 条 項		第7条
根 拠 条 文		町長は、前項の査定の結果に基づき、交付金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付金の交付の決定及び交付金の額の確定をするものとする。
審 査 基 準 の 内 容		厚岸町美しい森林づくり基盤整備交付金交付規則第6条に該当した場合に交付金交付の決定をする。 第6条 町長は、第4条の規定により提出された書類、前条の竣工検査、実施要領第4の3及び別に定める基準により、交付金の査定をするものとする。
標準 処理 期間	総 期 間	14日（ ）
	経由機関	日（機関名： ）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	14日（機関名：環境林務課林政係）
所 管 部 署		環境林務課林政係
備 考		

様式2 (行政手続条例適用：個票番号627)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年10月1日作成

処 分 名		民有林振興対策事業補助金交付の決定
根 拠 法 令 名		厚岸町民有林振興対策事業補助金交付規則（平成４年厚岸町規則第15号）
根 拠 条 項		第9条第1項
根 拠 条 文		町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、指令書(別記第2号様式)により速やかに補助金の交付を決定するものとする。
審 査 基 準 の 内 容		上記根拠条文のとおり。 次に掲げるものについて審査し、適当であると認めたときに交付する。 (1) 事業計画書(別記第1号の2様式) (2) 補助金等交付申請額算出調書(別記第1号の3様式) (3) 経費の配分調書(別記第1号の4様式) (4) 事業予算書(別記第1号の5様式)
標準 処理 期間	総 期 間	14日（ ）
	経由機関	日（機関名： ）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	14日（機関名：環境林務課林政係）
所 管 部 署		環境林務課林政係
備 考		

様式2 (行政手続条例適用：個票番号628)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年10月1日作成

処 分 名	治山施設の設置箇所における禁止行為の許可		
根 拠 法 令 名	厚岸町治山施設維持管理条例（平成元年厚岸町条例第25号）		
根 拠 条 項	第4条		
根 拠 条 文	施設の設置箇所については、人為的にその形状及び植生を変えてはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、町長の許可を得て変更することができる。		
審 査 基 準 の 内 容	上記根拠条文の各号に掲げるもののいずれかに該当する場合に許可をする。 第4条 施設の設置箇所については、人為的にその形状及び植生を変えてはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、町長の許可を得て変更することができる。 (1) 公共施設が設置される場合であって保安上支障がないと認められるとき。 (2) 施設の効用を損なうことなく森林経営を行うとき。 (3) 隣接地の災害発生に伴い一体として行われる災害防止行為等を行うとき。 (4) 森林の病虫害の発生により伐採するとき。 (5) その他町長が必要と認めたとき。		
標準 処理 期間	総 期 間	14日（ ）	
	経由機関	日（機関名： ）	
	協議機関	日（機関名： ）	
	処分機関	14日（機関名：環境林務課林政係）	
所 管 部 署		環境林務課林政係	
備 考			

様式2 (行政手続条例適用：個票番号629)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年 10 月 1 日作成

処 分 名		緑のふるさと公園使用の許可
根拠法令名		厚岸町緑のふるさと公園条例（平成13年厚岸町条例第35号）
根拠条項		第5条第1項
根拠条文		別表第1に掲げる有料公園施設（樹海観察望遠鏡を除く。）を使用しようとするもの、又は別表第3に掲げる占用及び行為等をしようとするものは、あらかじめ、町長の許可を受けなければならない。
審査基準 の内容		条例第6条のいずれかに該当する使用の制限にあたらな場合に許可する。 第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、公園の使用を許可せず、又は使用させない。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 公園内の建物、附属設備、備品等（以下「建物等」という。）をき損するおそれがあると認められるとき。 (3) 管理運営上支障があると認められるとき。
標準 処理 期間	総期間	1日（ ）
	経由機関	日（機関名： ）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	1日（機関名：環境林務課林政係）
所管部署		環境林務課林政係
備考		

様式2 (行政手続条例適用：個票番号630)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年10月1日作成

処 分 名	緑のふるさと公園使用料の減免
根 拠 法 令 名	厚岸町緑のふるさと公園条例（平成13年厚岸町条例第35号）
根 拠 条 項	第9条第2項
根 拠 条 文	町長は、公益上必要と認めたときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。
審 査 基 準 の 内 容	厚岸町緑のふるさと公園条例施行規則第5条各号に該当する場合に免除する。 第5条 条例第9条第2項の規定により使用料の免除をする場合は、次のとおりとする。ただし、条例別表第1に掲げる有料公園施設のうち、樹海観察望遠鏡、愛冠野営場休憩舎シャワー、洗濯機、乾燥機を使用する場合及び収益を目的として使用する場合は、この限りでない。 (1) 町若しくは町の委員会が主催し、又は国と共催する事業に使用するとき。 (2) 町内の幼稚園、小中学校又は高等学校が使用するとき。 (3) 公共団体又はその他町長が別に定める公共的団体が使用するとき。 (4) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)に規定する障害者及びその介助を行う者が使用するとき。 (5) 町内に在住する小学生及び中学生が土曜日に使用するとき。 (6) その他町長が特に必要と認めるとき。
標 準 処 理 期 間	総 期 間 3 日 （ ） 経 由 機 関 日 （機関名： ） 協 議 機 関 日 （機関名： ） 処 分 機 関 3 日 （機関名：環境林務課林政係）
所 管 部 署	環境林務課林政係
備 考	

様式2 (行政手続条例適用：個票番号631)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年10月1日作成

処 分 名	緑のふるさと公園の特別の設備等の許可		
根拠法令名	厚岸町緑のふるさと公園条例（平成13年厚岸町条例第35号）		
根拠条項	第11条		
根拠条文	使用者は、特別の設備をし、又は建物等に変更を加えて使用しようとするときは、あらかじめ、町長の許可を受けなければならない。		
審査基準の内容	あらかじめ具体的な基準を定めることが困難。 （特別な設備等のため、個々に審査が必要。）		
標準処理期間	総期間	7日（ ）	
	経由機関	日（機関名： ）	
	協議機関	日（機関名： ）	
	処分機関	7日（機関名：環境林務課林政係）	
所管部署	環境林務課林政係		
備考			

様式2 (行政手続条例適用：個票番号632)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年10月1日作成

処 分 名	緑のふるさと公園使用料の還付申請	
根拠法令名	厚岸町緑のふるさと公園条例（平成13年厚岸町条例第35号）	
根拠条項	第10条	
根拠条文	既納の使用料は、還付しない。ただし、町長が必要と認めたときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。	
審査基準 の内容	厚岸町緑のふるさと公園条例施行規則第8条第1項に該当する場合に還付する。 第8条第1項 条例第10条ただし書の規定により使用料を還付する場合は、次のとおりとする。 (1) 使用日の3日前までに、使用中止、変更の届出又は使用許可の取り消しがあった場合 (2) 天災その他使用者の責めに帰さない理由により、公園の使用ができなくなった場合	
標準 処理 期間	総 期 間	3 日 （ ）
	経由機関	日（機関名： ）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	3 日（機関名：環境林務課林政係）
所 管 部 署	環境林務課林政係	
備 考		

様式2 (行政手続条例適用：個票番号633)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年 10 月 1 日作成

処 分 名	別寒辺牛湿原自然観察施設内での行為の許可		
根 拠 法 令 名	別寒辺牛湿原自然観察施設条例（平成7年厚岸町条例第10号）		
根 拠 条 項	第3条第1項		
根 拠 条 文	施設において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可受けなければならない。		
審 査 基 準 の 内 容	(1) 行商、募金その他これに類する行為をすること。 (2) 業として写真又は映画を撮影すること。 (3) 興業を行うこと。 (4) 協議会、展示会、博覧会その他これに類する催しのため施設の全部又は一部を独占して利用すること。		
標準 処理 期間	総 期 間	2 日（土曜日、日曜日、祝日、休館日は含まない）	
	経由機関	日（機関名： ）	
	協議機関	日（機関名： ）	
	処分機関	日（機関名： ）	
所 管 部 署	環境林務課水鳥観察館		
備 考			

様式 2 （行政手続条例適用：個票番号634）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年 1 0 月 1 日作成

処 分 名		別寒辺牛湿原自然観察施設占用料の減免
根 拠 法 令 名		別寒辺牛湿原自然観察施設条例（平成7年厚岸町条例第10号）
根 拠 条 項		第 6 条第 2 項
根 拠 条 文		前項の占用料は、町長が公益の用に供するとき、又はその他特別の理由があると認めたときは、これを減免することができる。
審 査 基 準 の 内 容		条例第 6 条第 2 項に規定する公益上その他特別の理由があると認めるときとは次の各号の一に掲げる場合をいう。 (1) 国、地方公共団体が、公用又は公益上の目的で占用するとき。 (2) 次に掲げる営利を目的としない占用をいう。 ア 自然環境の保全・保護の普及啓発を目的とした事業及び工作物の設置 イ 別寒辺牛湿原の賢明な利用を促進するための事業、イベント及び集会
標準 処理 期間	総 期 間	4 日（土曜日、日曜日、祝日、休館日は含まない）
	経由機関	日（機関名： ）
	協議機関	日（機関名： ）
	処分機関	日（機関名： ）
所 管 部 署		環境林務課水鳥観察館
備 考		

様式 2（行政手続条例適用：個票番号 6 3 5）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和 5 年 1 1 月 1 0 日作成

処 分 名		合併処理浄化槽設置費補助金交付候補者の決定
根 拠 法 令 名		厚岸町合併処理浄化槽設置費単独補助金交付規則（令和 5 年厚岸町規則第19号）
根 拠 条 項		第 7 条第 1 項
根 拠 条 文		第 7 条 町長は、第 6 条の規定に基づき提出された書類の内容を審査するとともに現地を確認し、補助金交付利用の可否を決定するものとする。
審 査 基 準 の 内 容		厚岸町合併処理浄化槽設置費単独補助金交付規則(別紙のとおり)
標準 処理 期間	総 期 間	1 1 日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経由機関	3 日（機関名：税務課収納係、建設課管理維持係、水道課業務係）
	協議機関	5 日（機関名：厚岸警察署 ）
	処分機関	3 日（機関名：環境林務課廃棄物対策係 ）
所 管 部 署		環境林務課廃棄物対策係
備 考		

厚岸町合併処理浄化槽設置費単独補助金交付規則

令和5年3月31日規則第19号

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、循環型社会形成推進交付金の対象とならない事業で、かつ、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める条件を満たすものとする。

(1) 10人槽を超える合併処理浄化槽

ア 補助対象地域内の建物に合併処理浄化槽を設置する個人、各種法人又は団体であること。

イ 次に掲げる条件を全て満たす者に工事を施工させること。

(ア) 法第21条第1項若しくは同条第3項の規定による登録があること又は法第33条第3項の規定による届出のあること。

(イ) 北海道釧路総合振興局の所管区域に事業所を有すること。

(ウ) 暴力団関係事業者でないこと。

(2) 10人槽以下の合併処理浄化槽

ア 前号ア及びイに該当すること。

イ 全国浄化槽推進市町村協議会の合併処理浄化槽設置整備事業に係る合併処理浄化槽登録要領(平成4年12月施行)に基づく登録浄化槽であること。

ウ 一般社団法人全国浄化槽団体連合会の小型合併処理浄化槽機能保証制度(平成5年7月)に基づく保証登録浄化槽であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を行わない。

(1) 法第5条第1項の規定に基づく設置の届出の審査又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに対象合併処理浄化槽を設置する者

(2) 建物を借りている者で、当該建物の所有者の承諾が得られない者

(3) 販売目的で合併処理浄化槽付建物を建築する者

(4) 補助対象者が、次に掲げるものを滞納しているとき。

ア 町税

イ 国民健康保険税

ウ 介護保険料

エ 後期高齢者医療保険料

オ ごみ処理手数料

カ 町営住宅使用料

キ 水道料及び下水道使用料

ク 公共下水道事業受益者負担金

(5) 第7条第1項に規定する現地の確認を終える前に当該合併処理浄化槽の設置工事に着手した者

(6) 暴力団員又は暴力団関係事業者

(7) その他町長が補助金を交付することが適当でないと認める者

様式 2（行政手続条例適用：個票番号 6 3 6）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和 5 年 1 1 月 1 0 日作成

処 分 名		合併処理浄化槽設置費単独補助金交付の決定
根 拠 法 令 名		厚岸町合併処理浄化槽設置費単独補助金交付規則（令和 5 年厚岸町規則第19号）
根 拠 条 項		第12条第 1 項
根 拠 条 文		第12条 町長は、第11条の規定に基づき提出された書類の内容を審査し、現地を確認の上、補助金の交付の可否を決定するものとする。
審 査 基 準 の 内 容		厚岸町合併処理浄化槽設置費単独補助金交付規則(別紙のとおり)
標準 処理 期間	総 期 間	1 1 日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経由機関	3 日（機関名：税務課収納係、建設課管理維持係、水道課業務係）
	協議機関	5 日（機関名：厚岸警察署 ）
	処分機関	3 日（機関名：環境林務課廃棄物対策係 ）
所 管 部 署		環境林務課廃棄物対策係
備 考		

厚岸町合併処理浄化槽設置費単独補助金交付規則

令和5年3月31日規則第19号

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、循環型社会形成推進交付金の対象とならない事業で、かつ、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める条件を満たすものとする。

(1) 10人槽を超える合併処理浄化槽

ア 補助対象地域内の建物に合併処理浄化槽を設置する個人、各種法人又は団体であること。

イ 次に掲げる条件を全て満たす者に工事を施工させること。

(ア) 法第21条第1項若しくは同条第3項の規定による登録があること又は法第33条第3項の規定による届出のあること。

(イ) 北海道釧路総合振興局の所管区域に事業所を有すること。

(ウ) 暴力団関係事業者でないこと。

(2) 10人槽以下の合併処理浄化槽

ア 前号ア及びイに該当すること。

イ 全国浄化槽推進市町村協議会の合併処理浄化槽設置整備事業に係る合併処理浄化槽登録要領(平成4年12月施行)に基づく登録浄化槽であること。

ウ 一般社団法人全国浄化槽団体連合会の小型合併処理浄化槽機能保証制度(平成5年7月)に基づく保証登録浄化槽であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を行わない。

(1) 法第5条第1項の規定に基づく設置の届出の審査又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに対象合併処理浄化槽を設置する者

(2) 建物を借りている者で、当該建物の所有者の承諾が得られない者

(3) 販売目的で合併処理浄化槽付建物を建築する者

(4) 補助対象者が、次に掲げるものを滞納しているとき。

ア 町税

イ 国民健康保険税

ウ 介護保険料

エ 後期高齢者医療保険料

オ ごみ処理手数料

カ 町営住宅使用料

キ 水道料及び下水道使用料

ク 公共下水道事業受益者負担金

(5) 第7条第1項に規定する現地の確認を終える前に当該合併処理浄化槽の設置工事に着手した者

(6) 暴力団員又は暴力団関係事業者

(7) その他町長が補助金を交付することが適当でないと認める者

様式 2（行政手続条例適用：個票番号 9 1 3）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和 5 年 1 1 月 1 0 日作成

処 分 名		合併処理浄化槽設置費補助金交付の決定
根 拠 法 令 名		厚岸町合併処理浄化槽設置費補助金交付規則（平成26年厚岸町規則第13号）
根 拠 条 項		第 7 条第 1 項
根 拠 条 文		第 7 条 町長は、第 6 条の規定に基づき提出された書類の内容を審査するとともに現地を確認し、補助金の交付の可否を決定するものとする。
審 査 基 準 の 内 容		厚岸町合併処理浄化槽設置費補助金交付規則(別紙のとおり)
標 準 処 理 期 間	総 期 間	1 1 日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経由機関	3 日（機関名：税務課収納係、建設課管理維持係、水道課業務係）
	協議機関	5 日（機関名：厚岸警察署 ）
	処分機関	3 日（機関名：環境林務課廃棄物対策係 ）
所 管 部 署		環境林務課廃棄物対策係
備 考		

厚岸町合併処理浄化槽設置費補助金交付規則

平成26年3月31日規則第13号

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める条件を満たすものとする。

(1) 10人槽を超える合併処理浄化槽

ア 補助対象地域内の住宅に合併処理浄化槽を設置する個人、各種法人又は団体であること。

イ 次に掲げる条件を全て満たす者に工事を施工させること。

(ア) 法第21条第1項若しくは同条第3項の規定による登録があること又は法第33条第3項の規定による届出のあること。

(イ) 北海道釧路総合振興局の所管区域に事業所を有すること。

(ウ) 暴力団関係事業者でないこと。

(2) 10人槽以下の合併処理浄化槽

ア 前号ア及びイに該当すること。

イ 全国浄化槽推進市町村協議会の合併処理浄化槽設置整備事業に係る合併処理浄化槽登録要領(平成4年12月施行)に基づく登録浄化槽であること。

ウ 一般社団法人全国浄化槽団体連合会の小型合併処理浄化槽機能保証制度(平成5年7月)に基づく保証登録浄化槽であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を行わない。

(1) 法第5条第1項の規定に基づく設置の届出の審査又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに対象合併処理浄化槽を設置する者

(2) 住宅を借りている者で、当該住宅の所有者の承諾が得られない者

(3) 販売目的で合併処理浄化槽付住宅を建築する者

(4) 補助対象者又は同一世帯に属する者が、次に掲げるものを滞納しているとき。

ア 町税

イ 国民健康保険税

ウ 介護保険料

エ 後期高齢者医療保険料

オ ごみ処理手数料

カ 町営住宅使用料

キ 水道料及び下水道使用料

ク 公共下水道事業受益者負担金

(5) 第7条第2項に規定する厚岸町合併処理浄化槽設置費補助金交付決定通知書を受け取る前に当該合併処理浄化槽の設置工事に着手した者

(6) 暴力団員又は暴力団関係事業者

(7) その他町長が補助金を交付することが適当でないと認める者